

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の最大化を目指して、経営の効率化を推進しております。また、経営が適切・公正に遂行されるよう絶えず実効性の面から経営管理体制や組織の仕組みの見直しと改善に努めております。加えて、正確な経営情報の開示に努め、経営活動に対する透明性の向上、コンプライアンスの徹底、監督機能の強化及びチェック機能の強化を図ることで有効性を確保し、さらにリスク管理の徹底も図ることで、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社高柳キャピタル	211,600	9.32
三井物産株式会社	196,800	8.67
ニッパン幸友会持株会	177,480	7.82
ニッパンレンタル従業員持株会	167,892	7.40
株式会社丸山自動車	82,900	3.65
石塚幸司	77,500	3.41
石塚春彦	73,450	3.24
日立建機株式会社	54,000	2.38
コベルコ建機日本株式会社	54,000	2.38
東京海上日動火災保険株式会社	43,200	1.90

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	12月
-----	-----

業種	サービス業
----	-------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
---------------------	--------------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
須田睿一	他の会社の出身者								△			
眞子敏幸	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
須田睿一	○		----	同氏は、企業経営に携わった経験と知識から当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。
眞子敏幸	○	○	----	同氏は、企業経営に携わった経験と知識から当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、一般株主保護に寄与すると考えられることから、独立役員に指定した次第であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、予め監査等委員会の同意を要することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名（全て非常勤、うち2名が社外取締役）で構成されております。

当社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告するものとしております。また、監査等委員会は、内部監査部門から定期的に内部監査の実施状況とその結果の報告を受けるほか、会計監査人から定期的に監査報告とその説明を受けると共に、随時、会計監査人と連携を図りながら、監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の状況や内部統制システムの整備状況を監査しております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査担当者を1名選任しており、代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、専任の内部監査室長が年度監査計画を作成し、内部監査を実施しております。内部監査は、業務の効率性及各種規程、職務権限に基づく牽制機能、コンプライアンス重視などの観点から、原則として各部・各事業所を年1回監査することとしております。内部監査結果は、代表取締役社長に報告されると共に、被監査部門に監査結果及び代表取締役社長の指示による要改善事項が伝達され、監査の実効性を高めるために、改善事項に対する被監査部門の改善状況報告を内部監査室に提出させることとしております。また、その結果については、監査等委員会とも情報共有を図ることとしております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員桂川修一

指定有限責任社員業務執行社員柳井浩一

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者の構成は、公認会計士8名、その他7名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査法人の選定について、専門性、独立性、品質管理体制などの様々な観点から評価し、候補の決定を行っており、EY新日本有限責任監査法人は、これらの選定方針に合致し、適切な監査が実施できるものと判断したため選定しております。

監査等委員会は、会計監査人の職務に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、選任された監査法人の業務、独立性、資格要件及び適性について評価を行っており、監査法人による会計監査は、適正に実施されていることを確認しております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

――

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役への報酬は、業績への貢献度などを総合的に勘案したものでありますので、特別なインセンティブは付与しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。また、当社の役員に対する報酬につきましては、社外取締役を除く取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の貢献度や業績を考慮したうえで、今後の経営戦略を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は取締役会の決議により代表取締役社長に一任のうえ代表取締役社長が、監査等委員である取締役の報酬等は監査等委員会の協議により決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において決議された月額8百万円以内と決議しており、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年3月30日開催の定時株主総会において決議された月額2百万円以内と決議しております。

[社外取締役のサポート体制]

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役は置かないものといたします。補助すべき使用人は、内部監査室と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保することといたします。

社外取締役は、取締役会や監査等委員会を通じて内部監査の状況や内部統制システムの状況について情報交換をするなどして、連携を保っております。

内部監査及び監査等委員会による監査は、それぞれの監査計画に基づき実施されておりますが、情報交換をするなどして連携を図っております。監査等委員会と会計監査人の連携状況につきましては、会計監査人から、期初に監査計画書を入手し、監査実施計画の説明を受け、期末には監査報告書を入手し、監査の方法の概要及び結果に関する説明を受けております。また、会計監査人とは、十分に連絡を取り、意見交換・打合せを行うと共に、必要に応じ監査に立ち会うなど、連携を保っております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
石塚 幸司	会長	創業者として、長年にわたり当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、経営その他事項に関する相談要請に応じて助言を行っております。	〔勤務形態〕非常勤 〔報酬〕有	2011/03/29	1年更新

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会及び監査等委員会の他に経営会議を設置しております。当社の各機関の概要は以下のとおりであります。

(i) 取締役会

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名と監査等委員である取締役3名の計6名で構成され、このうち社外取締役は2名であります。議長は代表取締役社長社長執行役員石塚春彦であります。取締役会は、定例として月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、当社グループの経営上の重要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。

(ii) 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、このうち2名は社外取締役であります。委員長は岩松廣行であります。また、監査等委員会は内部統制システムに基づく監査を実施しております。なお、毎月1回開催される監査等委員会において、内部監査室が行う内部監査の報告の確認、資料閲覧等を通じて得た事項につき協議しております。また、各監査等委員は、会計監査人、内部監査室と随時意見交換を行っております。

(iii) 経営会議

当社は、経営上の重要な事項の審議機関として、経営会議を月1回以上、また、必要に応じて随時に開催しております。新規の設備投資などの審議を行うことといたします。

(iv) 会計監査

会計監査につきましては、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結して会計監査を受けております。なお、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、桂川修一氏及び柳井浩一氏の2名であります。当社に対する継続関与年数は、いずれも7年以内であるため、記載を省略しております。また、監査業務に係わる補助者は、公認会計士8名、その他7名であります。会計監査人は、内部監査室とも連携し、内部監査及び内部統制報告制度の状況などの情報を交換しながら、会計監査を実施しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業規模に照らしたうえで、各機関の相互連携により、経営の健全性、効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現在の企業統治体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	報告事項をスライドにて説明しております。 株主総会終了後に株主懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
IR資料のホームページ掲載	有価証券報告書、四半期報告書、決算短信等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関するお問い合わせ窓口は、経営管理部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、2006年5月17日開催の取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める旨の決議を行いました。2016年3月30日に開催された取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を行っております。当社では、この方針に則り業務の適正を確保するための体制を整備し、運用しております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンス規程を策定し、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めています。
- ・取締役及び使用人に対して、コンプライアンスの教育・研修を継続的に行っています。
- ・法令・定款違反などを未然に防止する体制として内部通報制度を設置しています。
- ・法令・定款違反などの行為を発見した場合には、コンプライアンス規程に従って、取締役会に報告のうえ、外部の専門家と協力しながら対応に努めています。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ基準に従って、適切に作成、保存又は廃棄しています。
- ・保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて文書管理規程及び情報セキュリティ基準に規定された期間としています。
- ・取締役は、いつでもこれら保存された文書を閲覧し得るものとしています。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事に備えると共に、有事が発生した場合には、リスク管理規程に従い、迅速かつ適切に対応しています。
- ・取締役及び使用人に対してリスク管理に対する教育・研修を継続的に行っています。
- ・取締役会は、毎年、リスク管理体制について見直しを行っています。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化しています。
- ・稟議規程を定め、重要性に応じた意思決定を行い、また、経営会議を設置するなど、意思決定を迅速化しています。
- ・会社の組織や運営基準を組織規程や業務分掌規程に定め、業務を効率的に遂行しています。
- ・取締役会は、中期経営計画及び中期経営戦略などを策定し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うと共に、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理しています。
- ・これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室による内部監査を実施し、取締役会は、その内部監査の報告を踏まえ、毎年、これらの体制を検証しています。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、子会社の運営については常時担当取締役が状況把握すると共に、毎月の取締役会で報告がなされております。
- ・同時に、原則として年1回、内部監査室による子会社の内部監査を実施しその結果を子会社の取締役及び当社の取締役に報告を行っています。

(f) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ・当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき取締役（監査等委員である取締役を除く）は置いていません。
- ・補助すべき使用人は、内部監査室と兼務とし、監査等委員が必要と認める人数を確保しています。

(g) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価などについては、予め監査等委員会の同意を要しています。

(h) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ・当社の取締役及び使用人は、法令などの違反行為など、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査等委員会に対して報告を行っています。
- ・当社の内部通報制度の担当部署（総務部）は、当社の取締役及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に監査等委員会に対して報告を行っています。

(i) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び使用人に周知徹底しております。

(j) 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用などの償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用などが監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに依拠しています。

(k) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催し、会社の対処すべき課題、監査等委員会の環境整備の状況、監査等委員会の監査上の重要課題などについて、意見交換を行っています。
- ・監査等委員会は、必要に応じて、会社の費用負担により、独自のアドバイザーとして弁護士、公認会計士その他外部専門家の助言を受けることができます。

(l) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性と適正性を確保するため、文書化された業務プロセスを実行し、その有効性の評価、報告する体制を整備し、運用しています。

(m) リスク管理体制の整備の状況

・当社では、市場、情報セキュリティ、環境、労務などさまざまな業務運営上のリスクについて、リスク管理に関する社内規程を定め、定期的開催する経営会議以外にも、必要に応じて会議が開催され、重要事項や進捗状況その他の問題点などが速やかに報告されると共に、当社の事業運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策の検討が行われております。各責任者は、リスク管理責任者として日常の業務活動におけるリスク管理を行うと共に、不測の事態が生じた場合には、リスク管理委員会へ報告することとなっております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力を断固として排除・遮断することとし、総務部が警察など外部の専門機関とも連携し、その体制を構築・整備することとしております。反社会的勢力による不当請求などが発生した場合は、総務部が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制としております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

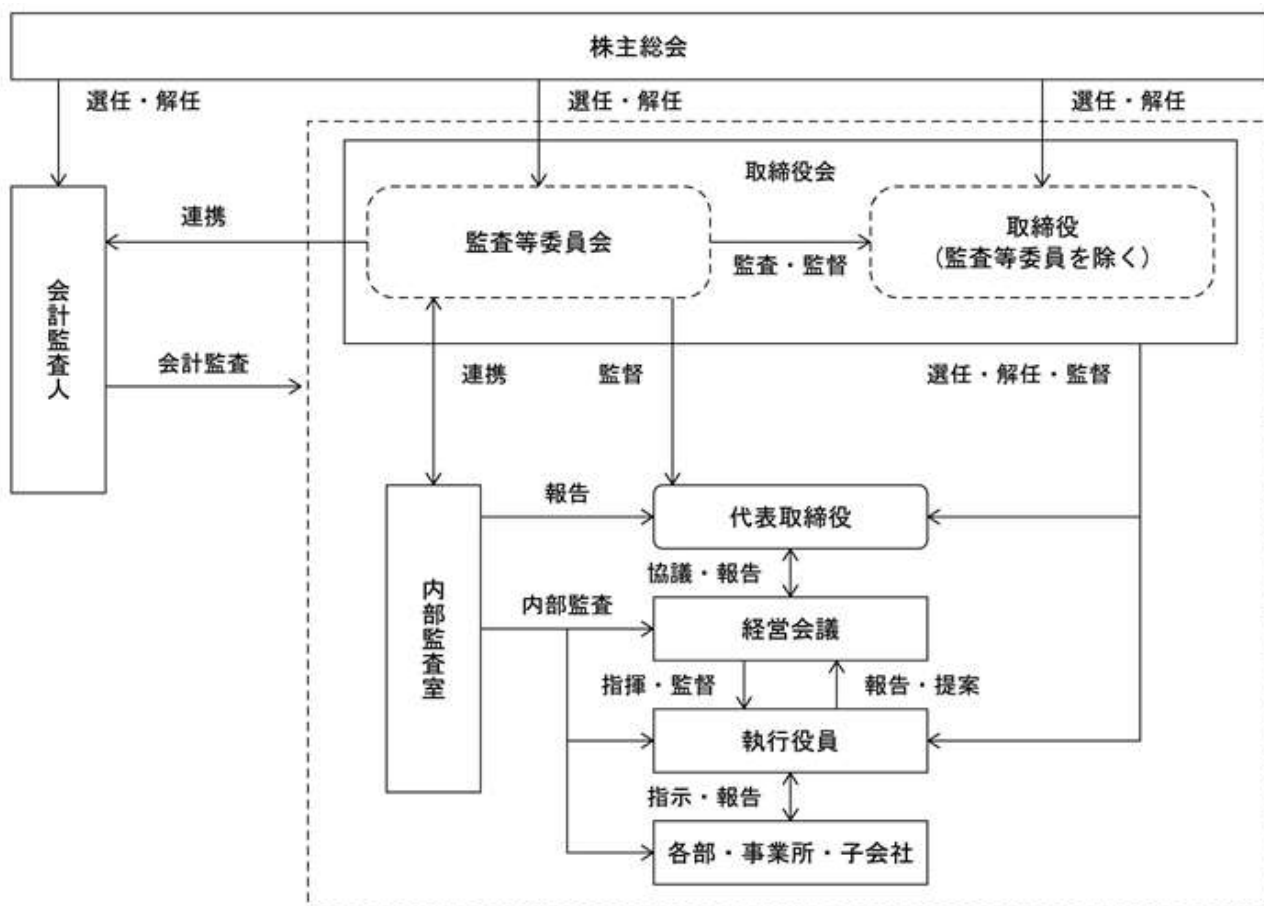
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

企業統治体制図



適時開示体制

